

毎週火、金曜日発行（但休日と当るとは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 建設業者の登録
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 土地改良区の設立認可
- 土地改良区の成立
- 道路区域の変更
- 結核予防法の規定による医療機関の指定
- 牛の結核病等の検査
- 計量器定期検査の実施

告示

- ◇ 昭和三十四年五月鳥取県告示第二百六十号（鳥取市の町及び字の区域変更）の一部変更
- ◇ 教委告示 昭和三十六年度鳥取県立高等学校通信教育生徒募集要項
- ◇ 公安告示 道路交通法の規定による聴聞会の開催日程
- ◇ 公告 昭和三十五年度県立高等学校児童生徒卒業式

鳥取県告示第一百七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿登録した。

昭和三十六年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録 (ハ) 第二四一号	昭三六、二、一〇	中尾組	鳥取市南行徳五九	中尾 豊七	土木工事
〃 第七二九号	〃 二、二三	橋本組	〃 行徳三	橋本 義雄	〃

鳥取県告示第百十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十六年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 山 本 医 院 所 在 地 西 伯 郡 名 和 町 大 字 東 坪 一、二一六 診 療 科 名 内 科、小 児 科、放 射 線 科 廃 止 年 月 日 昭 和 三 五 年 一 二 月 一 五 日

鳥取県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和三十六年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和三十五年十二月十五日	山 本 医 院	西 伯 郡 名 和 町 大 字 御 来 屋 八 四 二	内 科、小 児 科、放 射 線 科	山 本 博 美
十二月十七日	隠 仁 堂 医 院	米 子 市 灘 町 三 丁 目 七 二	内 科、小 児 科、皮 膚 科、 肛 門 科	中 本 彰 司
〃 三十六年一月十六日	鳥 取 県 済 生 会 境 港 病 院	境 港 市 米 川 町 四 七	内 科、外 科、産 婦 人 科	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 鳥 取 県 済 生 会

鳥取県告示第百二十号

昭和三十六年一月三十日付けで気高郡鹿野町大字岡木田中修ほか十六人の者から申請のあつた勝谷土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
 - （一）土地改良事業計画書の写
 - （二）定款の写
- 二 縦覧に供する期間

昭和三十六年三月一日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所

気高郡鹿野町役場

鳥取県告示第百二十一号

気高郡気高町大字郡家田中秋仲ほか十五人の者から申請のあつた三番井手土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十六年二月十八日成立した。

昭和三十六年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項、同法第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十九条の規定に基づき、建設省中国地方建設局長が次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十六年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	別新	敷地の巾員	延長	備考
一級国道	二十九号	鳥取市吉方六九二番地から東町一丁目二七六番地まで	旧	五、五メートル	二、一五〇メートル	
			新	八、五メートル	二、一五〇メートル	ダブルウェイのため。

鳥取県告示第百二十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年二月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所在地 管轄保健所名
昭和三十六年 小松 医院 鳥取市今町二丁目 鳥取保健所
二月二十日 安達 " 日野郡日野町黒 根雨 "

鳥取県告示第百二十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ予防のため
- 二 実施の区域、別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査

搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応検査

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
第一次 第二次		

鳥取県告示第百二十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定により、八頭郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十六年二月二十八日

三月六日	三月九日	気高郡気高町逢坂	山宮家畜検診場
"	"	鹿野町鹿野	小別所、河内
七日	十日	"	鹿野
"	"	勝谷	官方
八日	十一日	気高町奥沢見	奥沢見
十七日	二十日	気高町宝木	上光、常松
二十四日	二十七日	青谷町勝部	楠根
"	"	中郷	川積
"	"	青谷	青谷
二十五日	二十八日	日置	山根
"	"	日置谷	大坪

検査期日	検査区域	検査場所
四月三日	八頭郡智頭町	智頭町役場土師支所
四日	"	" 山郷支所
五日	"	" 農業会館
六日	用瀬町	社農業協同組合
七日	"	用瀬町役場
十日	佐治村	佐治第二小学校
十一日	河原町	河原町役場
十二日	"	西郷農業協同組合
十三日	船岡町	船岡町役場
十四日	八東町	安部小学校
十七日	"	丹比公民館
十八日	若桜町	若桜町役場池田支所
十九日	"	若桜小学校
二十日	郡家町	郡家町公民館
二十一日	"	中私都農業協同組合

鳥取県知事 石 破 二 朗

備考 計量法第百四十二条但書による所在場所で行なう定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十六年四月三日から五月二日までとする。

鳥取県告示第百二十六号

昭和三十四年五月鳥取県告示第百六十号（鳥取市の町及び字の区域変更）の一部を次のように変更する。

昭和三十六年二月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

湯所町二丁目中

丸山町	自一番の三 至三番の五	自三番の三 至三番の五	三番の九、三番の一一、三番の二三、三番の一五、
	自二番の七 至三番の九	自二番の二 至三番の二	自三番の二四、自一八番の二、自一八番の三、
	自九番の四 至九番の四	自二四番の二 至二四番の二	自二五番の四、自二九番の二

丸山町	自一番の三 至三番の五	自三番の三 至三番の五	三番の九、三番の一一、三番の二三、三番の一五、
	自二番の七 至三番の九	自二番の二 至三番の二	自三番の二四、自一八番の二、自一八番の三、
	自九番の四 至九番の四	自二四番の二 至二四番の二	自二五番の四、自二九番の二

と変更する。

材木町中

材木町	自一番の二 至二番の三	自二番の二 至二番の三	自三番の九、三番の一一、三番の二三、三番の一五、
	自二番の七 至三番の九	自二番の二 至三番の二	自三番の二四、自一八番の二、自一八番の三、
	自九番の四 至九番の四	自二四番の二 至二四番の二	自二五番の四、自二九番の二

を

を

材木町	<p>一番の一(一部)、一番の二(一部)、二番(一部)、自三番、至一五番の二(一部)、自一五番の三、一八番の二(一部)、自一九番の一、一九番の四(一部)、自一九番の五、二〇番(一部)、自二〇番の三、四七番(一部)、四八番(一部)、四九番(一部)、五〇番(一部)、五〇番の一(一部)、自五〇番の二、五〇番の七、五〇番(一部)、五九番(一部)、六〇番、六〇番の一(一部)、至五〇番の七、六〇番の二、六〇番の三(一部)、六〇番の四(一部)、六〇番の五(一部)、六〇番の六(一部)、六〇番の七(一部)、六〇番の八(一部)、自六一番、六五番の一(一部)、六六番(一部)、六七番(一部)、六八番(一部)、六九番(一部)</p>
-----	---

と変更する。

亥好町中

西町	<p>自二二九番、二四三番(一部)、二四三番の二(一部)、二四四番(一部)、至二四二番(一部)、二四七番の一(一部)、二四七番の二(一部)、二四七番の六(一部)、自二四八番、二四八番の三(一部)、至二四八番の四、二五五番(一部)、至二五五番の二(一部)、二五五番の三(一部)、二五五番の四(一部)、自二五六番、二五七番(一部)、二五七番の二(一部)、三九八番の二(一部)、三九八番の三(一部)</p>
下横町	<p>一番の一、一番の二(一部)、四番、五番の二(一部)、自六番、至一四番の六、一七番の二(一部)、一七番の三(一部)、一七番の五(一部)</p>

を

西町	<p>自二二九番、二四三番(一部)、二四三番の二(一部)、二四四番(一部)、至二四二番(一部)、二四七番の一(一部)、二四七番の二(一部)、二四七番の六(一部)、自二四八番、二四八番の三(一部)、至二四八番の四、二五五番(一部)、至二五五番の二(一部)、二五五番の三(一部)、二五五番の四(一部)、自二五六番、二五七番(一部)、二五七番の二(一部)、三九八番の二(一部)、三九八番の三(一部)</p>
下横町	<p>一番の一、一番の二(一部)、四番、五番の二(一部)、自六番、至一四番の六、一七番の二(一部)、一七番の三(一部)、一七番の五(一部)</p>

と変更する。

片原五丁目中

下横町	<p>自一七五番、一七五番の二(一部)、一七五番の三(一部)、自一七五番の四、一七五番の五(一部)、自一七五番の六、一七五番の七(一部)、自一七五番の八、一七五番の九(一部)、自一七五番の十、一七五番の十一(一部)、自一七五番の十二、一七五番の十三(一部)、自一七五番の十四、一七五番の十五(一部)、自一七五番の十六、一七五番の十七(一部)、自一七五番の十八、一七五番の十九(一部)、自一七五番の二十、一七五番の二十一(一部)、自一七五番の二十二、一七五番の二十三(一部)、自一七五番の二十四、一七五番の二十五(一部)</p>
-----	---

を

下横町	<p>自一七五番、一七五番の二(一部)、一七五番の三(一部)、自一七五番の四、一七五番の五(一部)、自一七五番の六、一七五番の七(一部)、自一七五番の八、一七五番の九(一部)、自一七五番の十、一七五番の十一(一部)、自一七五番の十二、一七五番の十三(一部)、自一七五番の十四、一七五番の十五(一部)、自一七五番の十六、一七五番の十七(一部)、自一七五番の十八、一七五番の十九(一部)、自一七五番の二十、一七五番の二十一(一部)、自一七五番の二十二、一七五番の二十三(一部)、自一七五番の二十四、一七五番の二十五(一部)</p>
-----	---

と変更する。

西町五丁目中

東 町	自二六二番、二七〇番（一部）、至二八三番
東 町	自二六八番の五、二七〇番（一部）、至二八三番、四一八番

と変更する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

昭和三十六年度鳥取県立高等学校通信教育生徒を次の要項によつて募集する。

昭和三十六年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十六年度鳥取県立高等学校通信教育生徒募集要項

一 募集学校及び募集生徒数

- 県立鳥取西高等学校 鳥取市西町二番地 約五〇人
- 県立米子東高等学校 米子市勝田町三〇七番地 約五〇人

二 出願資格

イ 中学校を卒業した者（昭和三十六年三月卒業見込の者を含む。）

ロ 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者

ハ 高等学校の定時制課程に在学している者

三 募集教科目

- (1) 国語（甲） (2) 国語（乙） (3) 漢文
- (4) 社会 (5) 日本史 (6) 世界史
- (7) 人文地理 (8) 数学一 (9) 数学二
- (10) 数学三 (11) 物理 (12) 化学

- #### 四 出願手続
- 出願者で、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校通学区区域以東の居住者は、鳥取西高等学校に、由良育英高等学校通学区区域以西の居住者は、米子東高等学校に、次の書類を提出しなければならない。
- 19 商業簿記 20 計算実務 21 統計調査
 - 22 農業経営 23 家庭一般 24 被服
 - 25 食物 26 保育家族 27 家庭経営
 - 28 手芸染色 29 児童心理 30 保健
 - 31 体育 32 英語

五 出願期間及び受付場所

イ 出願期間 昭和三十六年二月二十日から三月三十一日まで

イ 入学願書（用紙は募集学校に準備してある。）

ロ 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成績証明書

ロ 受付場所 各募集校

六 選抜

イ 志願者が定員を超過した場合は、各学校において提出された志願書類を審査して入学許可者を決定する。

ロ 入学許可者に対しては直接学校から通知する。

七 注意事項

イ 募集及び出願に関する質疑は、直接募集校で行なうこと。

ロ 郵送の場合返信を必要とするものは、十円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

八 参考事項

イ 通信教育によつて得られる単位数

国語	教科	科目	単位数	単位数区分
国語（甲）	国語	漢文	一〇	三四
国語（乙）	国語	漢文	二六	三三

商 業	農 業	体 保 育 健	芸 術	理 科	数 学	社 会
商業簿記	農業一般	保健	音書美 楽道術	地生化物 学物理学	数数数 学学学	人世日社 文界本地 理史史会
三 六	二 六	二 九	二二二 一一一 六六六	五五五 五五五	三 又 は 五 三	六 又 は 九
三三	二四	三三三			三三三	五五五五

外国語 英 語 五 一 五 五五五	家庭	統計 計算 実実 務務
	家被食保家 庭庭庭庭 一 般服物族 心染経家 理色營族	二二 一一 六四 五五 四四 四四

1 通信教育受講に必要な受講料及びその他の経費
 2 受講料は各履修科目 一単位につき 七〇円
 3 教科書及び学習図書代金 実費
 4 通信費 通信添削を受けるための往復通信費の
 実費（通信教育では第四種郵便として
 百グラムまで四円である）
 ハ 特典
 1 通信教育だけでも所要の単位を修得した場合、
 高等学校卒業の資格が得られる。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の
 規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十六年二月二十八日

- 2 通信教育履修単位に応じて、国で実施する大学
 入学資格検定試験の受験科目を免除される。
- 3 勤労しながら通信教育を受ける者には、所得税
 の勤労学生控除が認められる。
- 4 NHK 高校講座を聴取すれば、実施校でその聴
 取状況を確認の上、所要の面接指導の時間の三割
 以内を免除し、さらに課題に回答した場合は、添
 削指導の回数の中に認められる。
- 5 面接指導を受ける場合、学生生徒旅費運賃割引
 証が使用できる。
- 6 育英会の奨学資金が受けられる。

公 告

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聴聞の期日及び場所
 昭和三十六年三月八日 午後一時
 鳥取市西町合同庁舎

二 聴聞当事者の住所及び氏名
 米子市久米町二一
 中 島 潤 一

昭和三十五年度県立学校児童生徒卒業式を次のとおり
 行なう。

昭和三十六年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

昭和三十五年年度県立学校児童生徒卒業式日程

学 校 名	日	時	場 所
鳥取東高等学校	昭和三十六年三月十日	午前十時	鳥取市立川町五丁目二一〇
鳥取西高等学校	"	"	鳥取市東町二丁目
鳥取商業高等学校	"	"	鳥取市湖山三、九九五
鳥取工業高等学校	"	"	鳥取市立川町五丁目三三〇
鳥取農業高等学校	"	午前十一時	鳥取市湖山一、二五八
岩美農業高等学校	"	午前十時	岩美郡岩美町浦富七〇八
八頭高等学校	"	"	八頭郡家町久能寺七二五
智頭農林高等学校	"	"	八頭郡智頭町智頭七一ノ一
青谷高等学校	"	午前十時三十分	気高郡青谷町青谷二、九九五
倉吉東高等学校	"	午前十時	倉吉市堺町二丁目二〇一
倉吉西高等学校	"	"	倉吉市余戸谷町三、〇五九
倉吉農業高等学校	"	"	倉吉市大谷一六六
河北農業高等学校	"	"	倉吉市上井町四三〇
由良育英高等学校	"	"	東伯郡大柴町由良宿四二三
養良農業高等学校	"	午前十時三十分	西伯郡淀江町今津二八六

米子東高等学校	"	午前十時	米子市勝田町三〇七
米子西高等学校	"	"	米子市錦町一丁目一〇三
米子南高等学校	"	"	米子市長砂町一八八
米子工等高等学校	"	"	米子市博労町四丁目二二〇
境高等学校	"	"	境港市東本町二
境水産高等学校	"	"	境港市上道町二、〇六四
法勝寺農業高等学校	"	午前十時三十分	西伯郡西伯町法勝寺四九一
根雨高等学校	"	午前十時	日野郡日野町根雨三三八ノ四
日野産業高等学校	"	"	日野郡日野黒坂一、一〇九
東伯実業高等学校	"	"	東伯郡赤碓町赤碓一、九五七
日野実業高等学校 (江府校舍)	"	"	日野郡江府町江尾
(阿毘縁分校)	三月七日	"	日野郡日南町阿毘縁
(矢戸分校)	三月八日	"	日野郡日南町矢戸
(溝口分校)	三月九日	"	日野郡溝口町溝口
鳥取ろう学校	三月二十二日	午前十時	鳥取市立川町五丁目
鳥取盲学校	三月二十日	"	鳥取市立川町五丁目